

横浜地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 無効確認請求事件

国側当事者・国

令和4年7月27日却下・確定

判 決

原告	株式会社X
同代表者代表取締役	A
被告	法務大臣
	古川 禎久
指定代理人	石渡 隆
同	松田 朋子
同	野田 洋正
同	吉川 将広
同	坂本 美和子
同	久保寺 勝
同	中島 俊宏
同	山田 千絵

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

原告の平成16年12月期法人税修正申告分本税1847万4000円及び平成17年12月期法人税修正申告分本税1196万2500円が不存在につき無効であることを確認する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、平成16年12月期法人税修正申告分本税1847万4000円及び平成17年12月期法人税修正申告分本税1196万2500円の各滞納税額が不存在であるとして、被告（法務大臣）に対し、無効であることの確認を求めるといふものであり、原告の主張するところ（別紙3の「第1 訴えの法的根拠」）によれば、無効等確認の訴え（行政事件訴訟法（以下「法」という。）3条4項）として提起されたものと解される。
- 2 当事者の主張
  - (1) 原告の主張する請求原因  
別紙1「第2 請求の原因」欄及び同3のとおりである。
  - (2) 被告の本案前の主張  
無効等確認の訴え（法3条4項）は、処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属する場合、当該処分又は裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しな

なければならない（法 38 条、11 条 1 項）から、国の行政機関としての法務大臣は、本件訴えの被告とはなり得ない。

### 第 3 当裁判所の判断

- 1 無効等確認訴訟（法 3 条 4 項）は、処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属する場合には、当該処分又は裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない（法 38 条 1 項、11 条 1 項）。

別紙 1 ないし 3 のとおり、原告は、行政機関としての法務大臣を被告として本件訴えを提起したものであるところ、法務大臣が、処分又は裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体に当たらないことは明らかである。そうすると、本件訴えは、被告適格を有しない者を被告として提起されたものであって、不適法な訴えといわざるを得ない。

- 2 したがって、本件訴えは不適法であるからこれを却下することとして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第 1 民事部

裁判長裁判官	岡田 伸太
裁判官	柵木 澄子
裁判官	蛭原 優夏

(別紙1)

令和3年12月15日

訴 状

横浜地方裁判所民事部 御中

原告 株式会社X  
同代表者代表取締役A  
被告 法務大臣 古川 禎久

無効確認請求事件

## 第1 請求の趣旨

被告指定代理人らが作成の令和3年11月24日付「民事訴訟法第132条の2第1項による照会に対する回答書」第2-1-(1)平成16年12月期法人税修正申告分本税1847万4000円並びに第2-1-(2)平成17年12月期法人税修正申告分1196万2500円が不存在につき無効であることの確認を求める。

## 第2 請求の原因

- 1 被告指定代理人C、同 D、同 E、同Fらは原告が国税庁長官に令和3年9月14日通知した提訴予告に対して、令和3年11月24日に行った回答は事実無根である。
- 2 原告は令和3年5月28日横浜中税務署長に対して「滞納税金目録が虚偽であることの証明」を提出し、同税務署法人担当B審理専門官が審査の上、同証明に誤りがないことを認めて受理し、平成17年度、平成18年度及び平成19年度について更正の必要性を認め、正確な数字を算出し原告に対して提示した。原告は審理専門官の示した数字を基に前記3年分の更正請求書を提出した。
- 3 従って請求の趣旨に記載する2年度分の滞納税額は存在しない。
- 4 本件回答書は米連邦裁判所に対する疎明資料として必要であるほか、米連邦上院議員並びに米連邦刑務所管理局長宛の報告するための資料となる。

(別紙3)

令和●●年(〇〇)第●●号

原告 株式会社X

被告 法務大臣 古川 禎久

令和4年4月3日

横浜地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告 株式会社X

同代表者代表取締役A

### 準備書面(1)

令和4年3月28日付被告答弁書に対し次の通り反論する。

#### 第1 訴えの法的根拠

本件訴えは行訴法第3条4項に基づく。

「無効確認を求める処分」は、訴状第1「請求の趣旨」の通りである。尚、本件は次に述べる取消訴訟等を補完する目的であると共に行政処分の違法性(瑕疵の程度)が大きく、公定力を認めることが不適切と判断されるケースについて、それを無効と観念し、取消訴訟を経由しないでその効力を否定することが出来る。無効等確認訴訟は行政処分の無効を確認するために法定された訴訟類型である。

#### 第2 指定代理人の認定

本件訴訟の指定代理人は訴状第2「請求の原因1」に記載する者達である。

「回答」については送達後、法的問題について話し合っており、原告は指定代理人は東京法務局員及び東京国税局徴収部員等であることは認めるが、答弁書の代理人らは今回突如として横浜地方法務局員らに交代しているが、回答及び法的問題の質疑応答等の折衝に全く関与していない。従って、原告はこれら答弁書記載の代理人らは認めない。

#### 第3 行政処分(回答書)の違法性

本件の訴えは「民事訴訟法第132条の2第1項による照会に対する回答書第2-1」の記述につき、それ自体が既に犯罪を構成している疑いがある(刑法第156条及び第158条1項)。尚、その他違法性に該当する事案は次の通りである。

##### 1 米国上院に対する報告事項(甲第6・7号証参照)

・原告代表が米連邦裁判所の命令で制裁投獄されたことについて、米連邦上院が事実の調査をした。その結果、JV資産の売却とそれに伴う差押えが主因であることが判明。原告は

我が国に於ける差押えが米国 J V 資産の売却にからむものか否かを証拠を添えて説明しなければならない。

2 米国連邦地方裁判所係属事件に対する証拠（甲 8 号証）

米連邦民事訴訟法 R U L E 4 4 ・ 1

◦ 2 0 0 6 年（平成 1 8 年） 1 0 月 7 日米国パートナーが原告が所有する J V 資産を無断売却。その後の 2 0 0 7 年（平成 1 9 年） 9 月 1 0 日青森県が差押えを実施（原告の銀行預金全額を差押えた）し、 2 0 0 8 年（平成 2 0 年） 9 月 1 0 日東京国税局が「請求の趣旨」に記載の滞納があるとして差押えをした。これら 2 件の差押えについて原告は米国に於ける J V 資産の売却が原因であると米連邦裁判所に陳述したことが「虚偽の陳述」と認定され 6 2 2 日間連邦刑務所に制裁投獄された。その後、売却については原告が「承諾」をしていないことが判明したが、我が国に於ける上記 2 件の差押えについては証拠の提出と公的に裏付けられた説明が必要である。

3 告訴状（甲第 9 号証）

令和 3 年 2 月 1 日付（抜粋）

◦ 原告は①平成 2 0 年 4 月 1 0 日、 1 1 日の差押え②平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日の差押えについて取消しを求める訴訟を提起したが、これに対して東京国税局及び東京法務局の指定代理人らが、原告には滞納金（請求の趣旨に記載する 2 年度分）があるとして答弁書並びに準備書面等を提出したが、これらの行為は虚偽公文書作成、行使罪を構成する疑いがあるので告訴した。その後の捜査に於いて、滞納金（請求の趣旨に記載する 2 年分）は、横浜中税より東京国税局に送付された「通知書」が基になっていることが判明。

4 特別抗告理由書（甲第 1 0 号証）

令和●●年（○○）第●●号事件

◦ 平成 2 0 年 4 月 1 0 日、 1 1 日の差押え取消しの訴訟であるが、差押えの理由が「請求の趣旨に記載する 2 年分」である。

5 許可抗告申立理由書（甲第 1 1 号証）

令和●●年（○○）第●●号事件

◦ 上記と同一理由

6 特別抗告理由書（甲第 1 2 号証）

令和●●年（○○）第●●号事件

◦ 平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日差押えに前記同様「請求の趣旨に記載する 2 年分」を使用。

第 4 被告

本件訴訟の被告は法務大臣古川禎久個人である。被告は訴状記載の訴えの趣旨に答えなければならない。

